



【チラシ有効期限 R7(2025).4.1~R8(2026).3.31】

柏崎市 I T 商品開発支援補助金

情報産業は、若者や女性の雇用創出、ものづくり産業の情報化等が期待できる、本市の成長産業の一つです。情報産業規模（売上）70億円の実現を目指し、地域産業が求める新たな製品・サービスの創出を支援します。

【補助金額】最大 **300万円** 【募集件数】 **2件**

対象事業	新製品・新技術を開発する事業等（既存の製品及び技術の改良を含む。）で、事業計画の認定を受けたもの。 ※令和8年（2026年）2月末日までに補助事業が完了することが必要です。
対象者	次の各号のいずれにも該当する中小企業者 (1) 情報通信業のうち情報サービス業及びインターネット附随サービス業を主たる事業として営む方 (2) 市内に本社又は主たる事業所を有する方 (3) 引き続き1年以上事業を営んでいる方 (4) 市税を滞納していない方 (5) 他に同種の補助金等の申請をしていない方
対象経費	次の各号に掲げるもののうち、補助事業の執行に必要と認められる経費 (1) 大学に対して支払う共同（委託）研究費 (2) 開発・改良に係る人件費（直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。） (3) 外部委託費（補助対象経費の2分の1以内とする。） (4) 技術指導に対する謝金 ※ 消費税及び地方消費税は、対象外とします。
助成金額	【補助率】 (1) 新製品・新技術を開発する事業 対象経費の2分の1以内（1,000円未満切捨て） (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。）との連携により、共同で新製品・新技術を開発する事業 対象経費の3分の2以内（1,000円未満切捨て） 【補助上限額】300万円 本制度は、事業計画書の提出が必要（応募制）です。事業の概要についてヒアリングを行い、審査の上、採択事業を決定します。 【事業計画書の受付期間】 令和7年（2025年）5月7日（水）から5月30日（金）まで
申請書類	次の書類を揃えて1部提出してください。 (1) 柏崎市 I T 商品開発支援補助金事業計画認定申請書 (2) 登記事項証明書及び定款（定款は原本証明がされたもの） (3) 補足資料（開発品の概略図や説明図等） ※ 同一法人・同一事業者による申請書の提出は、1件に限ります。 ※ 提出書類は、返却しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。
問い合わせ	産業振興部ものづくり振興課（21-2326）

補助金交付手続の流れ・ご用意いただくもの

1 事業計画書の提出から採択決定までの流れ

- (1) 事業計画書（添付書類を含む。）を提出（申請事業者⇒市） ※必要部数は1部です。

《ご用意いただくもの》

- ・事業計画書（市ホームページからダウンロードできます。）
- ・登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ・定款
- ・開発品の概略図や説明図等

- (2) ヒアリング・審査を実施（市）

ヒアリングの実施日は、申請事業者に別途お知らせします。 ※申請から1月後を予定。

- (3) 事業の採択・不採択の結果を通知（市⇒申請事業者）

採択事業者の方



2 交付申請から交付決定までの流れ

- (1) 交付申請書（添付書類を含む。）を提出（採択事業者⇒市）

《ご用意いただくもの》

- ・交付申請書（採択事業者の方に個別にお渡しします。）
- ・柏崎市IT商品開発支援補助金事業採択通知書
- ・直近の市税完納証明書

- (2) 審査の上、交付決定を通知（市⇒採択事業者）

交付決定通知書の受理後、補助事業を実施してください。補助対象経費は、交付決定通知書の日付以降に発注したものが対象になりますので、注意してください。

採択事業者の方



3 補助対象設備導入・支払完了後から補助金支払までの流れ

- (1) 実績報告書の提出（交付決定事業者⇒市）

《ご用意いただくもの》

- ・実績報告書（交付決定事業者の方に個別にお渡しします。）
- ・支払を証する書類（見積書、納品書、請求書、領収書等の写し）
- ・成果品写真及び概要図等

- (2) 現地調査の実施（市⇒交付決定事業者）

補助対象事業に係る現物確認及び事業計画に係るヒアリングをさせていただきます。

- (3) 補助金の支払い（市⇒交付決定事業者）

現地調査を実施後、おおむね30日後にお支払いします。